

答弁書第十一号

内閣参甲第二二一号

昭和二十三年十二月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平 恒雄殿

参議院議員來馬塚道君提出土地賃貸料と地租との關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員來馬塚道君提出土地賃貸料と地租との關係に關する質問に對する答弁書

地代の統制額は本年十月十一日より土地台帳法による賃貸價格に應じて改訂された。その統制額のうちには、地租等の公課に充てるためその標準賦課額（土地賃貸價格の二・四倍）と從來の手取額とが含まれてゐるから標準賦課率以内で課税してゐる限り問題はないがこれについては、実情を調査の上適當な措置を講じたい。